

資料編

第4期越谷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(令和6年3月27日市長決裁)

(設置)

第1条 第4期越谷市教育振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、第4期越谷市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、教育委員会や審議会等に提示する計画案等を作成する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育総務部長をもって充て、副委員長は、学校教育部長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、策定委員会を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(検討部会)

第7条 計画の策定に関する調査・研究、素案及び最終案の検討等を行わせるため、第4期越谷市教育振興基本計画策定検討部会を設置する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか策定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名			
危機管理監	行財政部長	地域共生部長	環境経済部長
市長公室長	市民協働部長	子ども家庭部長	教育総務部長
総合政策部長	福祉部長	保健医療部長	学校教育部長

第4期越谷市教育振興基本計画策定検討部会設置要綱

(令和6年3月27日市長決裁)

(設置)

第1条 第4期越谷市教育振興基本計画策定委員会設置要綱第7条の規定に基づき、第4期越谷市教育振興基本計画策定検討部会（以下「策定検討部会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 策定検討部会は、第4期越谷市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に関する調査・研究、素案及び最終案の検討等に関する事項を所管する。

(組織)

第3条 検討部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、教育総務課長をもって充て、副部会長は、学校管理課長をもって充てる。

3 部会員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 部会長、副部会長及び部会員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会長は、検討部会を総括し、会議の議長となる。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討部会の庶務は、教育総務部教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか検討部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名			
危機管理室長	地域包括ケア課長	健康づくり推進課長	図書館長
行政デジタル推進課長	子ども施策推進課長	環境政策課長	学校管理課長
人権・男女共同参画推進課長	子ども福祉課長	教育総務課長	学務課長
政策課長	こども家庭センター長	生涯学習課長	指導課長
公共施設マネジメント推進課長	保育入所課長	公民館長の代表者	給食課長
市民活動支援課長	保育施設課長	科学技術体験センター所長	教育センター所長
障害福祉課長	青少年課長	スポーツ振興課長	

第4期越谷市教育振興基本計画策定委員会名簿

(令和7年4月1日から)

No.	所属職名	氏名	備考
1	危機管理監	湊谷 達也	
2	市長公室長	高橋 明雄	
3	総合政策部長	岩永 伸	
4	行財政部長	野口 裕子	
5	市民協働部長	藤城 浩幸	
6	福祉部長	小田 大作	
7	地域共生部長	山元 雄二	
8	子ども家庭部長	富岡 章	
9	保健医療部長	野口 広輝	
10	環境経済部長	田中 祐行	
11	教育総務部長	小泉 隆行	委員長
12	学校教育部長	磯山 貴則	副委員長

第4期越谷市教育振興基本計画策定検討部会名簿

(令和7年4月1日から)

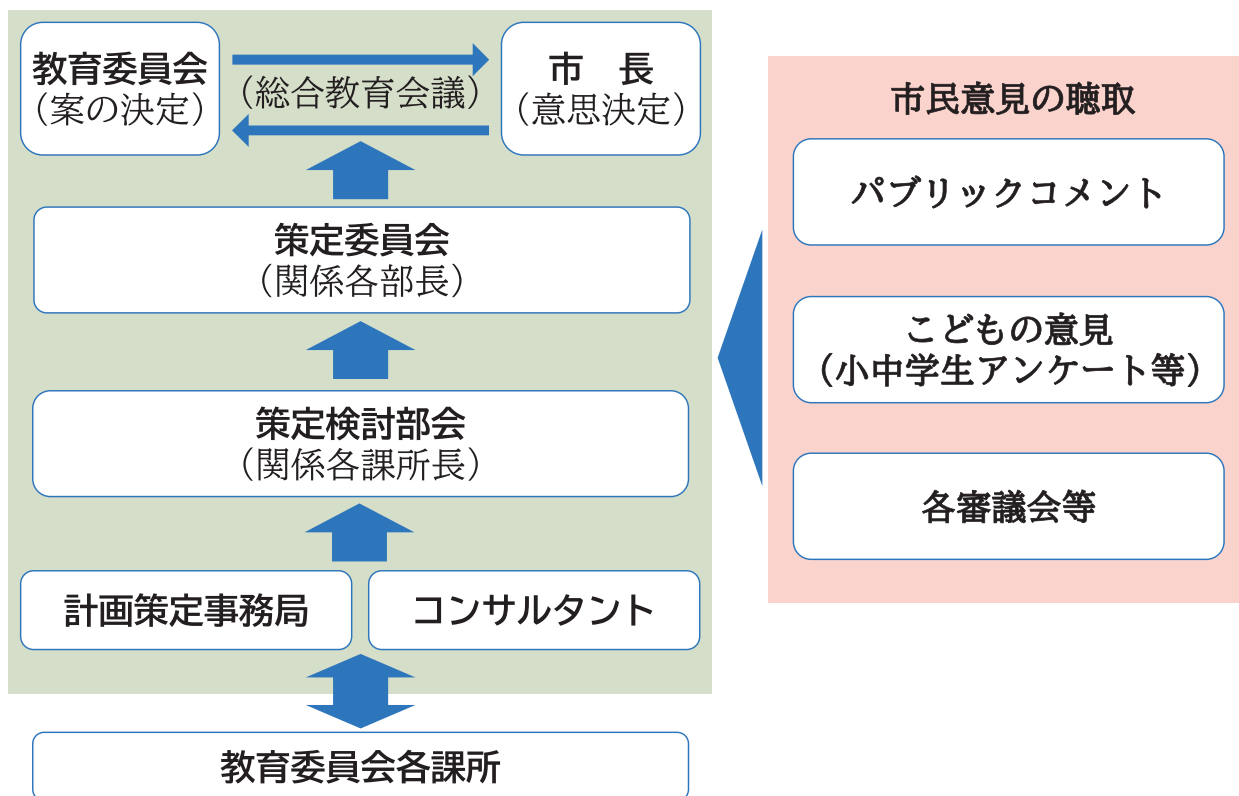
No.	所属職名	氏名	備考
1	危機管理室長	渡邊 智行	
2	行政デジタル推進課長	櫻田 尚之	
3	人権・男女共同参画推進課長	小林 道之	
4	政策課長	野口 毅	
5	公共施設マネジメント推進課長	長澤 和則	
6	市民活動支援課長	石原 孝宏	
7	障害福祉課長	山崎 健晴	
8	地域包括ケア課長	西岡 宏城	
9	子ども施策推進課長	関 泰輔	
10	子ども福祉課長	金子 豊	
11	保育入所課長	秋山 和之	
12	保育施設課長	小田 哲郎	
13	青少年課長	福岡 敏哉	
14	こども家庭センター長	角屋 亮	
15	健康づくり推進課長	宮城 美由紀	
16	環境政策課長	豊田 裕二	
17	教育総務課長	會田 修	部会長
18	生涯学習課長	川澄 大治	
19	公民館長の代表者	中村 清彦	出羽公民館
20	科学技術体験センター所長	小拔 麻衣子	
21	スポーツ振興課長	坂巻 孝二	
22	図書館長	濱田 尊則	
23	学校管理課長	斉藤 邦貴	副部会長
24	学務課長	菊池 邦隆	
25	指導課長	千嶋 淳一	
26	給食課長	小澤 正和	
27	教育センター所長	田嶋 栄蔵	

第4期越谷市教育振興基本計画策定事務局名簿

(令和7年4月1日から)

No.	所属職名	氏名	備考
1	教育総務課長	會田 修	事務局長
2	教育総務課調整幹	鈴木 理香	事務局次長
3	教育総務課主幹	山岸 千里	
4	教育総務課主幹	樋口 正和	
5	教育総務課主任	齋藤 誉明	
6	教育総務課主事	江崎 武史	
7	生涯学習課副課長	北郷 裕司	
8	生涯学習課科学技術体験センター主幹	阿部 健太郎	
9	スポーツ振興課副課長	椎谷 将広	
10	図書館副館長	中野 孝	
11	学校管理課調整幹	杉田 直也	
12	学務課主幹	梅田 智美	
13	指導課調整幹	二瓶 剛	
14	給食課副課長	塚本 忠輔	
15	教育センター調整幹	浜崎 重靖	

策定体制等



(1) 市長

本計画は、教育基本法の規定により、策定主体は地方公共団体と示されていることから、教育委員会で決定した計画最終案について意思決定する。

(2) 教育委員会

策定基本方針(案)、素案および最終案について審議・決定する。

(3) 策定委員会の設置

本市の教育の振興に関する施策の方向性等について総合調整を図り、教育委員会や審議会等に提示する計画案等を決定する。

(4) 検討部会の設置

計画策定に関する調査・研究、素案および最終案の検討等を行う。

(5) 計画策定事務局の設置

計画策定に関する進行管理、コンサルタントとの連絡調整等を担当する。

(6) 教育委員会各課所

調書作成やヒアリング等に応じる。各課所長は、各課所の原案作成等において、課所内会議を開催するなど、職員の計画への意見・提案を吸い上げ、これを各課所所管の原案に反映させる。

策定経過

時 期	事 項	内 容
令和6年 1月	定例教育委員会会議 (R6.1.25)	・「第4期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)」について協議
2月	令和5年度第2回総合教育会議 (R6.2.2)	・市長が定める「教育に関する大綱」の位置づけについて協議し、引き続き、教育振興基本計画をもって大綱とすることを決定 ・「第4期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)」について協議
3月	政策会議 (R6.3.26)	・「第4期越谷市教育振興基本計画策定基本方針(案)」について協議
	市長決裁 (R6.3.27)	・「第4期越谷市教育振興基本計画策定基本方針」の決定
6月	第1回計画策定委員会・第1回計画策定検討部会合同会議 (R6.6.21)	・小中学生アンケートの実施内容について協議
	定例教育委員会会議 (R6.6.27)	・小中学生アンケートの実施内容について報告
7月	小中学生アンケートの実施 (R6.7.16~R6.8.5)	・対象者：越谷市立小学校4~6年生 越谷市立中学校1~3年生
8月	若者まちづくり懇談会の実施 (R6.8.3)	・対象者：中学生 ・テーマ：「楽しく学び続けられるまち」
	定例教育委員会会議 (R6.8.22)	・小中学生アンケートの回収結果について報告
令和7年 1月	定例教育委員会会議 (R7.1.23)	・小中学生アンケート結果について報告
2月	令和6年度第2回総合教育会議 (R7.2.6)	・小中学生アンケート結果について報告
	第2回計画策定検討部会 (R7.2.21)	・小中学生アンケート結果について報告 ・「第4期越谷市教育振興基本計画骨子(案)」について協議
3月	第2回計画策定委員会 (R7.3.13)	・小中学生アンケート結果について報告 ・「第4期越谷市教育振興基本計画骨子(案)」について協議
4月	定例教育委員会会議 (R7.4.24)	・「第4期越谷市教育振興基本計画骨子(案)」について協議・決定
7月	教育委員会所管の各審議会等からの意見聴取(7~8月)	・「第4期越谷市教育振興基本計画骨子」に関する意見を聴取
	第3回計画策定検討部会 (R7.7.30)	・「第4期越谷市教育振興基本計画素案(案)」について協議
8月	第3回計画策定委員会 (R7.8.28)	・「第4期越谷市教育振興基本計画素案(案)」について協議
9月	定例教育委員会会議 (R7.9.26)	・「第4期越谷市教育振興基本計画(素案)」について協議
10月	令和7年度第1回総合教育会議 (R7.10.16)	・「第4期越谷市教育振興基本計画(素案)」について協議
	政策会議 (R7.10.17)	・「第4期越谷市教育振興基本計画(素案)」について協議
11月	意見公募手続き(パブリックコメント)の実施 (R7.11.5~12.5)	・「第4期越谷市教育振興基本計画(素案)」を公表し、市内18ヶ所の市施設、郵便、FAX、電子メール、電子申請により意見を公募 意見数：21件(5人)
12月		
令和8年 1月	第4回計画策定検討部会 (R8.1.15)	・「第4期越谷市教育振興基本計画(案)」について協議
	第4回計画策定委員会 (R8.1.22)	・「第4期越谷市教育振興基本計画(案)」について協議
	教育委員会所管の各審議会等からの意見聴取(1月)	・「第4期越谷市教育振興基本計画(案)」に対する意見を聴取
2月	令和7年度第3回総合教育会議 (R8.2.12)	・「第4期越谷市教育振興基本計画(案)」について協議
	定例教育委員会会議 (R8.2.19)	・「第4期越谷市教育振興基本計画」の原案について議決
3月	第4期越谷市教育振興基本計画の策定 (R8.3.13)	・「第4期越谷市教育振興基本計画」について市長決裁

用語説明

行	用語	説明	ページ
あ	暑さ指数 (WBGT)	熱中症の予防を目的として1954年にアメリカで提案された指標です。 Wet Bulb Globe Temperature (湿球黒球温度) の略称で、3種類の測定値 (黒球温度、湿球温度および乾球温度) をもとに算出されます。	14
	アナフィラキシー	重篤で生命に危険を及ぼす全身性のアレルギー反応で、皮膚粘膜、呼吸器、循環器など様々な臓器で様々な症状を起こします。特に、血圧が低下して意識の低下や脱力をきたすような場合を、アナフィラキシーショックと呼びます。	67
	インクルーシブ教育システム	障がい者が精神的・身体的な能力等を最大限度まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするための、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ仕組みです。障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。	70
	インクルーシブスポーツ	障がいの有無や年齢、性別、文化的背景などに関わらず、だれもが平等に参加できるスポーツのことをいいます。	42、43、91、94、99
か	学習指導要領 (新学習指導要領)	それぞれの教科や教育活動を、どの学年でどのように指導するか、という基本的な事項を国が示したものです。なお、令和2年(2020)年度以降「新学習指導要領」として改訂され、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」を重視し、「主体的・対話的で深い学び」の実現することで子どもたちが「生きる力」を育み、予測困難な時代を主体的に生き抜く力を養うことを目指しています。	11、27、37、56
	学術情報ネットワーク (SINET)	日本全国の大学、研究機関等の学術情報基盤として、国立情報学研究所(National Institute of Informatics)が構築、運用している情報通信ネットワークです。	36
	学校応援団	学校の様々な活動にボランティアとして協力する保護者や地域住民の活動組織のことです。	77
	学校関係者評価	学校教育法第42条等を根拠とする保護者など学校関係者による評価制度のことです。小学校などは、「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされています。	56、77
	学校図書館運営ボランティア	学校図書館の運営をサポートする、保護者や地域住民のボランティアです。	61、84
	学校ビオトープ	学校の敷地内に設けた、在来生物がありのままの姿で生息する空間のことです。環境教育の教材として活用されています。	35、71、106
	カリキュラム・マネジメント	各学校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、各学校が教育課程(カリキュラム)の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、各学校において教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことです。	27、55、56、60
	キャリア・パスポート	児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動およびホームルーム活動を中心に各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりして自己評価を行うとともに、主体的に学びに向かう力を育み、自己実現につながるものです。	71

行	用語	説明	ページ
か	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や、態度を育てることを通して、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を促す教育です。	48、70、71、103、106
	教育支援教室	様々な理由により、学校を長期で欠席している児童生徒に対し、本人の状態に応じた学習や相談を行うことで、学校復帰や将来における社会的自立に必要な適応力を習得するための支援を行う教室です。本市では、教育支援教室「おあしす」が市内に4教室あります。	34、35、73、103
	教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)	学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援員です。具体的な職務内容としては、学習プリント等の印刷・配付準備、採点業務の補助、来客対応・電話対応、学校行事等の準備補助、各種データの入力・集計等、教員の業務の円滑な実施に必要な支援に従事します。	36、37、77
	教科等横断的な学習	文系・理系といった枠にとらわれず、各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決に生かしていくための学習です。	15、26
	経済協力開発機構 (OECD)	世界の経済成長、開発途上国支援、自由かつ多角的な貿易の拡大などを目的として、主に民主主義の国々が加盟し、経済・社会分野の調査、分析、政策提言を行う国際機関です。	16、20、21
	語学指導助手 (ALT)	日本人外国語担当教職員の助手として児童生徒に外国語の指導にあたる方のことです。	28、58、61
	国民生活基礎調査	保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項について、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画および立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とした調査です。	12
	越谷市教育研究委員会	市内小中学校の教職員から選ばれた研究員が、市全体の教育力を高めるために、学校教育に関する基礎的な研究や実践的な研究を行います。	56
	越谷市公共施設等総合管理計画	本市では、小中学校や体育施設などをはじめとした公共施設の老朽化が課題となっており、今後の公共施設の管理について長期的視点から総合的に対応策を検討するために策定した計画です。計画期間は平成27年度（2015年度）から令和12年度（2030年度）です。	3、24、95
	こしがや市民大学	学ぶことの楽しさを知り、心豊かに生活できるよう、市民との協働により多様な学習の機会を提供する事業です。	38、96
コミュニティ・スクール	学校と保護者、地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組み、「地域とともにある学校」として一体となって特色ある学校づくりを進めていくための仕組みであり、本市では、学校運営協議会を設置し、活動しています。	26、27、47、48、56、77、102	
さ	時間外在校等時間	校内外を問わず教員が実際に学校教育活動に関する業務を行っている在校等時間から、正規の勤務時間である7時間45分を差し引いた時間を指します。	20、36、37、77
	持続可能な開発のための教育 (ESD)	現代社会の問題を自らの問題として主体的にとらえ、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。	15
	持続可能な開発目標 (SDGs)	平成27（2015）年度に国際連合総会で採択された、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として、令和12（2030）年までに達成すべき17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成された国際目標です。	4、15

行	用語	説明	ページ
さ	持続可能な社会	資源の循環を図りながら、生態系だけでなく環境・経済・人間社会の三要素が世代を超えてバランスの取れた社会のことです。	2、15、16、35、71
	生涯学習フェスティバル	こどもから高齢者までのあらゆる世代を対象に、見て・参加して・体験できるプログラムを用意し、学びのきっかけづくりを提供するイベントです。	38、96
	小中一貫教育	「学力の向上」、「自己肯定感の高揚」および「学校生活充実感の高揚」を目的として、義務教育9年間を見通した小学校と中学校の学びの連続性・一貫性を重視した教育活動です。また、本計画で指す小中一貫型小中学校は、小学校6年間、中学校3年間の枠組みを維持しながら、小中学校の学区が一致し、児童生徒を9年間系統的に指導する学校です。	26、27、47、55、56、58、59
	情報活用能力	情報や情報手段を主体的に選択して活用し、情報技術の基本的な操作、プログラミング的思考や情報モラルなどを含む資質・能力です。	28、60
	人生100年時代	多くの人が100年以上生きることが当たり前となる時代のことです。海外の研究によれば、平成19年（2007年）に日本で生まれたこどもが、107歳まで生きる確率は50%と予測されています。	6
	スクールカウンセラー	小中学校に配置され、学校生活などに悩みや不安を持つ児童生徒や保護者に対し、カウンセリングや助言などを行い心のケアをする専門職のことです。	30、31、34、73、111
	スクールソーシャルワーカー	児童生徒が学校や日常生活で直面する苦しみや悩みについて、家庭訪問をしたり、医療機関や児童相談所などの関係機関と連携をとったりするなど、福祉的なアプローチによって解決を支援する専門職のことです。	30、31、64、73
	スクールロイヤー	児童生徒間のトラブル、いじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故等、学校で発生した様々な問題に対して学校から相談があった場合に、対応について法律に基づいた助言や指導を行う弁護士のことです。	30、31、64
	スポーツ推進委員	スポーツ基本法で規定されている公的な社会体育指導者です。教育委員会が委嘱し、スポーツ振興のため、スポーツに関する指導・助言を行います。	94、99
	スポーツボランティア	市または教育委員会が主催・後援する、スポーツ・レクリエーションイベントの運営の手伝いを行うボランティアです。	44、45、94
	スポーツリーダーバンク	市民スポーツ活動の促進を図るため、スポーツ活動指導者を登録し、地域、各種団体、スポーツクラブ等の派遣要請に対し、指導者を派遣する制度です。	44、45、94、113
	総合的な学習の時間	各学校が、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童生徒の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫を生かした教育活動を行う授業です。	56、102
相対的貧困	一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者を指します。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額をいいます。	12、13	
た	確かな学力	知識や技能はもちろんのこと、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたものです。	7、8、28、47、54、58、59、102
	超スマート社会（Society5.0）	第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において、日本が目指すべき未来社会の姿として提唱されたもので、AI・IoTやロボティクスなどの革新的な技術を活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のことです。国では、狩猟社会・農耕社会・工業社会・情報社会に続く、第5の社会を意味する「Society5.0」の実現を目指しています。	11

行	用語	説明	ページ
た	通級指導教室	通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室です。なお、各教科の学習は通常の学級で行います。	34、35、72
	特別支援教育	障がいのある児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、必要な支援を行う教育のことです。	34、35、48、70、72、103
な	日本語指導員	日本語の指導を必要とする外国人の児童生徒などが、学校生活や学習活動に支障をきたさないように、各学校に指導員を配置し日本語の指導を行っています。	34、35、74
は	発達支援訪問指導	通常の学級に在籍する、発達障がい等の疑いがある児童生徒の理解と支援方法について、事例研修を行ったり、専門家によるアドバイスを受けたりすることで、校内支援体制の充実と各教員の指導力向上を図る事業です。	34
	プログラミング教育	こどもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成することです。	11
	ポッチャ	年齢、性別、障がいの有無を問わず、すべての人が一緒に競い合えるスポーツです。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青の各6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかにジャックボールに近づけるかを競います。なお、障がいにより自力での投球が困難、または不可能な選手でも、補助用具等を使うことで参加可能です。	42、99
ま	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財のことで、貝塚・集落跡などの遺跡や、土器・石器・木製品などの遺物がこれにあたります。	41、88
	モルック	フィンランドのカレリア地方の伝統的なゲームを元に開発された、年齢、性別、障がいの有無を問わず、すべての人が一緒に競い合えるスポーツです。モルックという木の棒を投げて、1～12の番号が書かれた木のピン（スキットル）を倒し、ちょうど50点の先取を競います。	42
や	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている食事の準備や掃除や洗濯といった家事や、きょうだいや家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことです。	19
ら	ラーニング・コンパス2030 （学びの羅針盤2030）	経済協力開発機構（OECD）が令和元年（2019年）に発表した、令和12年（2030年）の社会を生きるこどもたちに必要な資質・能力（コンピテンシー）と、それを育むための教育の方向性を示す国際的な枠組みです。	16
	レファレンスサービス	図書館が、利用者の調査・研究のために支援や回答を行うサービスのことです。	83
C	CBT	コンピュータを使った試験方式のことです。一般的にはテストセンターと呼ばれる試験会場にて受験します。なお、CBTは、Computer Based Testingの略語です。	29、59
D	DX（デジタルトランスフォーメーション）	2004（平成16）年にスウェーデンの大学教授であるエリック・ストルターマンにより提唱された概念です。また、経済産業省による「デジタルガバナンス・コード3.0 ～DX経営による企業価値向上に向けて～（2024年9月19日改訂）」では、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。」と定義されています。	37、77、78
I	ICT（情報通信技術）	情報や通信に関する技術の総称を指します。なお、ICTは、Information and Communication Technologyの略語です。	11、28、29、35、47、58、60、75、102、103、110

行	用語	説明	ページ
P	PDCAマネジメントサイクル	計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法です。	108
	PFI（Private-Finance-Initiative）事業	公共施設の維持管理や運営等を、民間事業者の経営能力や技術的能力を活用して行う手法です。行政が直接実施するよりも、効率的かつ効果的な公共サービスの提供が期待できます。	26

市の憲章と各種宣言

越谷市民憲章

(昭和53年11月3日制定)

わたしたちは、越谷市民であることに誇りと責任を持ち、水と緑と太陽に恵まれた豊かなまちを築くため、限りない願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 1 教養を豊かにし、人間性あふれる文化のまちをつくりまします。
- 1 きまりを守り、信じあい心豊かな明るいまちをつくりまします。
- 1 自然を愛し、お互いに助けあい、きれいなまちをつくりまします。
- 1 健康で楽しく働き、明るいスポーツのまちをつくりまします。

越谷市子ども憲章

(平成10年11月3日制定)

水と緑と太陽に恵まれた越谷市の未来を担うわたしたちは、夢と誇りを持ち、みんな仲良く助け合って生きていくことを誓い、ここに「越谷市子ども憲章」を定めます。

自立 わたしたちは、互いに認め励まし合い、自分の道を歩んでいきます。

責任 わたしたちは、礼儀正しく、きまりを守り、責任を持って行動します。

健康 わたしたちは、生命を大切にし、明るく、たくましく生きていきます。

感謝 わたしたちは、思いやりの心と、“ありがとう”の気持ちを持ち続けます。

環境 わたしたちは、自然や文化を大切にし、環境にやさしくします。

越谷市福祉憲章

(平成11年9月15日制定)

わたしたち越谷市民は、生涯にわたって、すこやかに、いきいきと、人間らしく、川の流れるこの豊かなまちに、安心して暮らせることを願っています。

そのためには、個人、家庭、地域、企業、行政などが、しっかりと手をたずさえ、知恵をだしあい、それぞれの役割を自覚し、責任を果たしていかなければなりません。

すべての市民が、ふるさとと実感でき、愛着のもてる福祉のまちをめざして、この憲章を定めます。

ともに生きよう かけがえのない あなたのいのち 明日に向けて みんなでつくろう やさしいまちを
 ともにつなげよう あなたのちから わたしの経験 知恵をだしあい みんなで築こう 住みよいまちを
 ともにかけあおう ほほえみと 思いやり 手をとりあって みんなで育てよう ふれあいのまちを
 とともに高めよう すこやかな ことごとく 明るい家庭 みんなで愛そう ふるさとのまちを

安全都市宣言

(昭和37年3月制定)

最近における産業、経済、文化の発展と交通量は極度に増加し、交通事故が頻発して大きな社会問題となっている。また火災の発生も文化生活の向上、暖房用火器用具の発展普及に併行して増加の傾向にある。よって全市民とともに安全都市造成の理想を達成するため「安全都市」とすることを宣言する。(抜粋)

スポーツ・レクリエーション都市宣言

(昭和49年9月26日制定)

水と緑と太陽に恵まれた私たちのまち越谷市も、急激な開発と人口増加により、美しい自然と生活様式に大きな変化がもたらされました。

私たちは、いつも美しい自然にあふれ、健康で明るく人間性豊かなまち越谷市でありたいと思います。

私たちは、ひとりひとりが生涯をとおしてスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康でたくましい心とからだをつくるとともに、さらに市民の交流を深め、連帯感に支えられた明るく豊かな住みよいまちを築くことを誓い、次の目標をかかげて越谷市を「スポーツ・レクリエーション都市」とすることをここに宣言します。

- すべての市民がスポーツ・レクリエーションを楽しみましょう。
- すべての市民が力を合わせてスポーツ・レクリエーションのできる場をつくりましょう。
- すべての市民がスポーツ・レクリエーションに進んで参加しましょう。
- すべての市民が身近にスポーツ・レクリエーションのできる仲間をつくりましょう。

文化都市宣言

(昭和58年11月3日制定)

清らかな川の流れと豊かな緑、青い空。
昔から水郷こしがやとして親しまれてきた
わたしたちの郷土は、先人達が遺（のこ）してくれた
かけがえのないふるさとである。

わたしたちは、
先人から受け継いだ恵みを守り、はぐくみ、
さらに、人間愛に満ちた
ゆとりと潤いと安らぎのある文化のまちを創（つく）って
次の世代に引き継いでいこう。
みんなで心と力を合わせて、
わがまち越谷 と だれもが誇れるまちづくりをすすめ、
生涯を心豊かに過ごせるような市民生活を築いていこう。

市制25周年にあたり、
越谷市を「文化都市」とすることを宣言する。

越谷市平和都市宣言

(平成20年11月3日制定)

わが町は、古くから「水郷越ヶ谷」として親しまれてきた水と緑と太陽に恵まれた美しい街であります。

そして、このかけがえのない自然と明るく平和なくらしは、越谷市民すべての願いであります。

わが国は、先の大戦による戦禍にみまわれ、世界で唯一の被爆国として、尊い命や貴重な財産を失ってきました。この戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えていかなければなりません。

わたしたちは、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、美しい自然環境を新しい世代に引き継ぐため、人類共通の願いである世界の恒久平和実現を希求し、市制施行50周年を期して、ここに平和都市宣言をいたします。

いきいきとだれもが夢に向かって輝く 越谷教育プラン

— 第 4 期越谷市教育振興基本計画 —

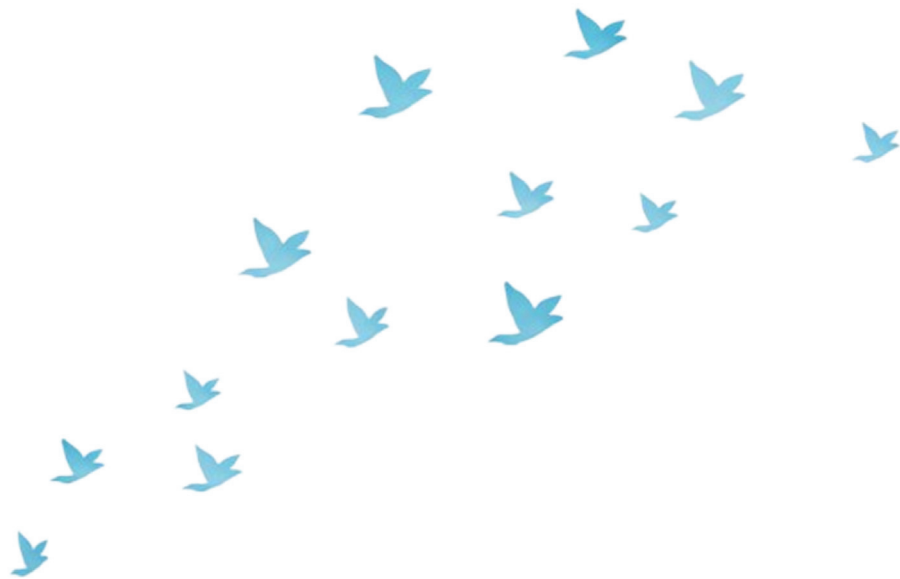
(計画期間：令和 8 年度(2026年度)～令和12年度(2030年度))

発 行：令和 8 年 3 月

編集・発行：越谷市・越谷市教育委員会

住 所：〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1 号

電 話：048-964-2111 (代表)



第4期

越谷市教育振興基本計画

—令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)—
いきいきとだれもが夢に向かって輝く 越谷教育プラン